

## 伊丹市障害者控除対象者認定書交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める障害者又は特別障害者として、所得税及び市県民税の控除を受けるための障害者控除対象者認定書の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象者)

第2条 障害者控除対象者認定の対象者は、介護保険法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている65歳以上の者とする。

(認定の申請)

第3条 障害者控除対象者認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出するものとする。

(認定の基準)

第4条 障害者控除対象者認定の基準日は、対象年の12月31日（対象者がその年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）とし、障害者控除対象者認定は、別表に掲げる基準により行うものとする。

(認定書の交付)

第5条 福祉事務所長は、対象者が前条別表のいずれかに該当すると認めるときは、障害理由を明示したうえで、申請者に障害者控除対象者認定書（様式第2号）を交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

区 分	認 定	基準日の障害状況
障 害 者	(1)知的障害者（軽度・中度）に準ず	要支援1・2，要介護1～3のいずれかで，軽・中程度の認知症がある者
	(2)身体障害者（3級～6級）に準ず	要支援1・2，要介護1～3のいずれかで，身体的に介護を要する状態にある者
特別障害者	(1)知的障害者（重度）に準ず	要介護4・5のいずれかで，重度の認知症がある者
	(2)身体障害者（1級・2級）に準ず	要介護4・5のいずれかで，身体的に介護を要する状態にある者
	(3)ねたきり老人	要介護4・5のいずれかで，常に就床を要する者

様式第1号

障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

伊丹市福祉事務所長

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ )

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める障害者又は特別障害者として認定されたく申請します。

対象者	住所		
	氏名	生年 月日	年 月 日
障害 の 状況	要介護状態区分	要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）	
	1 身体的に介護を要する状態にある 2 軽・中程度の認知症がある 3 重度の認知症がある 4 その他（ _____ ）		
備考			

認定にあたっては、要件確認のため必要に応じて、対象者の介護保険に関する情報を市が調査・確認することに同意します。

対象者氏名 \_\_\_\_\_

※上記について、対象者本人の同意を確認の上、代筆しました。

（続柄 \_\_\_\_\_） 申請者氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号

## 障害者控除対象者認定書

年 月 日

(申請者) \_\_\_\_\_ 様

伊丹市福祉事務所長 \_\_\_\_\_ ⑩

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める

〔 障 害 者 〕  
〔 特別障害者 〕  
として認定する。

申請者	住所		氏名	
対象者	住所			
	氏名		生年 月日	年 月 日
障害理由	障害者	(1)知的障害者（軽度・中度）に 準ず。	(2)身体障害者（3級～6級）に 準ず。	
	特 別 障害者	(1)知的障害者（重度）に準ず。	(2)身体障害者（1級、2級）に 準ず。	
		(3)ねたきり老人		

注 (1) 申請者は、対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに認定を受けた福祉事務所の長にその旨を報告しなければならない。

(2) 上記内容は、年 月 日現在のものである。